

デイサービスゆとり

重要事項説明書(古賀市 介護予防・日常生活総合事業第1号通所事業)

令和8年4月1日 現在

1. 事業者について

法人名	株式会社エグチ
所在地	福岡県古賀市谷山1057番地3

2. 当事業所の概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービスゆとり
所在地	福岡県古賀市谷山1057-3
サービス種類	通所介護事業、第一号通所介護事業(基準緩和サービス)
介護保険指定番号	4073600811号(平成25年11月1日指定)
管理者	江口 賢一
利用定員	17名(内基準緩和定員1名)
サービス提供地域	古賀市、福津市、糟屋郡新宮町

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月曜日～土曜日、祝日	午前8:30～午後5:30
定休日	日曜日 年末年始(12月29日～1月3日)

(3) サービス提供時間

月曜日～土曜日、祝日	午前10:00～午後4:00
定休日	日曜日 年末年始(12月29日～1月3日)

(4) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	1名	0名	1名
生活相談員	介護福祉士他	2名	3名	5名
看護師	看護師	1名	2名	3名

機能訓練相談員	看護師	1名	2名	3名
介護職員	介護福祉士他	1名	6名	7名

3. サービス内容

ご利用者様に通所介護計画に沿った、下記サービス及びその他必要なサービス、ご利用者様・ご家族様からのサービスに関するご相談を行います。

- ① 通所型サービス個別計画の作成
- ② 生活指導
- ③ 機能訓練
- ④ 介護サービス
- ⑤ 健康状態の確認
- ⑥ 送迎
- ⑦ 給食サービス
- ⑧ 入浴サービス
- ⑨ 介護に関する相談援助

4. 利用料金

(1) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたします。

25日までに、あらかじめ指定した方法でお支払いください。

領収書につきましては、料金受取り次第発行いたします。

(2) 利用料金

通所型現行相当サービス費

※1ヶ月の料金

10.14円/単位

要介護度	基本料金	計 (単位数)	利用者負担額 (円)	
			1割負担	2割負担
事業対象者・要支援1	1,798	1,798	1,823	3,646
事業対象者・要支援2	3,621	3,621	3,672	7,343

※1回の料金：1月の中で4回迄、又は5回～8回までは下記のとおり

事業対象者・要支援1 (月4回迄)	436	436	442	884
事業対象者・要支援2 (月5回～8回まで)	447	447	453	907

※利用料金は上表の金額に介護職員等処遇加算額を追加した金額となります。

通所型基準緩和サービス費

※1日の料金

10.14円/単位

要介護度	基本料金	計 (単位数)	利用者負担額 (円)	
			1割負担	2割負担
事業対象者・要支援1 (週1回利用)	320	320	324	649
事業対象者・要支援2 (週2回利用)	330	330	335	669

自己負担するもの (介護保険適用外)

食事代	1日につき	600円
オムツ代	1枚につき	実費
複写物	1枚につき	10円

※その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることがあります。

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

実施地域以外から片道10km以下のとき	無料
実施地域以外から片道10kmを超えるとき	300円(往復)

(4) キャンセル料金

①ご利用日の当日の午前9時00分迄までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日の午前9時00分迄までにご連絡がなかった場合	500円

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約を結んだ後、介護予防サービス・支援計画書を基に通所型サービス個別計画書を作成し、サービス提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約をすることができます。

- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④契約解除

- ・事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・当事業所が破産した場合は、ご利用者様に文書で通知することで、即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ・ご利用者様やご家族様などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤その他

- ・ご利用者様に、病気・怪我などで健康上に問題がある場合は、当事業所におけるサービスのご利用をお断りする場合があります。
- ・当事業所における当日の健康チェックにおいて、ご利用者様の診断結果が悪い場合、サービス内容の変更、または、サービスの提供を中止する場合があります。
- ・当事業所のサービス利用中に、ご利用者様の体調が悪くなった場合、サービス提供を中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に悪影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。ご利用者様の疾患（感染症）が治癒するまで、当事業所におけるサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ・サービスのご利用時は、多額の金銭・貴重品類は持参しないでください。また、ご利用者様間での金銭の貸し借り・物品の貸し借り・食べ物のやりとりはご遠慮ください。
- ・当事業所の施設内では、政治活動・宗教活動・物品の販売などの行為は、禁止させていただきます。

6. 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

電話番号：092-410-0913

担当者：所長 江口 賢一

受付時間：午前9：00～午後5：00

※ご不明な点はお尋ねください。

（行政機関その他苦情受付機関）

国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 福岡市博多区吉塚本町13番45号 電話番号 092-642-7859
古賀市役所 介護支援課 地域包括支援センター係 寄って館 介護保険係	所在地 福岡県古賀市駅東1-1-1 電話番号 092-942-1156 電話番号 092-942-1144
福津市役所 高齢者サービス課	所在地 福岡県福津市中央1-1-1 電話番号 0940-43-8191
福岡県介護保険広域連合 粕屋支部	所在地 福岡県糟屋郡久山町大字久原3168-1 粕屋医師会館広域施設3F 電話番号 092-652-3111
新宮町役場 健康福祉課内 新宮町地域包括支援センター	所在地 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1 電話番号 092-963-0663

7. 緊急時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	様 (続柄：)
	連 絡 先	
緊 急 連絡先	氏 名	様 (続柄：)
	連 絡 先	
主治医・ご家族などへの 連 絡 基 準		

8. 事故発生時の対応

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用様に事故が発生した場合は、関係各位に連絡するとともに、賠償すべき事故の場合は、当事業所はご利用様に対して賠償責任を負うものとします。

9. サービス利用に関する留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業員にご連絡願います。
- (2) 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業員の指示に従い下さい。
- (3) 事業所において他の利用者、職員に対する迷惑行為、飲酒、宗教活動、営利活動等は行うことはできません。
- (4) 事業所内の居室、共用部分、庭などの付帯設備において故意により破損させたり汚したりした場合には、当該利用者の自己負担により原状回復していただく場合があります。